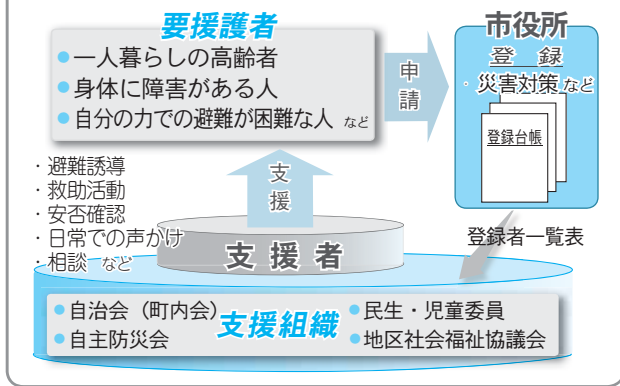


災害時要援護者支援制度の概要



関係機関は総力をあげて救護活動に取り組みますが、大きな災害になればなるほど道路の寸断、火災の多発などにより活動ができなくなるため、自分の力で避難することが困難な人(災害時要援護者)が犠牲となる可能性が高くなります。

そんなとき、頼りになるのは「ご近所の人たち」です。本市では、今年3月、県内で初めて次のような「鳥取市災害時要援護者支援制度」をスタートさせました。日常のケア体制の確保こそが災害時要援護者対策と言えます。日ごろから災害時要援

護者とのコミュニケーションをもち、健康状態や、緊急時にしてほしいことなどを聞いておくようにしましょう。

自主防災組織に参加を

いざというとき、地域のみなさんが消火、救出、救護などの活動に取り組み、被害を最小限にとどめるようお互いに協力し合うことが不可欠です。それぞれの家庭がバラバラに活動しているのは、地域の混乱は一層ひどくなります。

「自主防災組織」は、それぞれの家庭での日ごろの備えや、いざというときの心構えとともに、近所の人たちと話し合い「自分たちのまちは自分たちで守ろう」という地域の防災活動を効果的に行うための組織です。自主防災組織の活動に積極的に参加し、災害に強い地域をつくりあげましょう。



自主防災会の活動を紹介します!

町内の安心・安全をモットーに
自主防災組織の強化を

立川一丁目自主防災会



▲いざというときに、狭い路地でも使用できる折りたたみ式のリヤカー

古い町内会で、三世代以上が継続して住んでいる家が多く、人の異動もほとんどありません。戸数151件、そのうち75歳以上の高齢者が85人で、週に1度は救急車が来るという現状を踏まえ、町内の安心・安全をモットーに、自主防災組織の強化に努めています。

小学生を対象にした「子ども防災イベント」では、楽しんで防災知識を学べるよう、非常食の試食、起震車体験、消火体験などを行っています。また、緊急時に備えての住民情報データベース作りを行い、福祉・民生委員との情報伝達体制も整えていくこととしています。さらに、定期的に巡回夜回りを実施し、防犯灯の点検、空き家などの確認も行ったりと、隣接する町内会と生活道路を共有する箇所の情報伝達を密にし、事故犯罪などが発生しないよう、住民に必要な情報を提供したりしています。

(財)自治総合センターからの助成金で防災器具一式を備え、実際の災害を想定した大がかりな訓練も予定しています。

**災害時に即応できる
防災体制を整備**

応急体制の整備

本市では、災害が発生したり、発生しそうな場合には、市全体で防災機能をより効率よく發揮するために、「鳥取市災害対策本部」を市役所本庁舎に設け、災害配備体制をとります。

本部は、市長を本部長に、統括部、情報部、消防部、医療部、水道部など13の部と各総合支所からなる対策部があり、それぞれの部に職員を配置しています。

本部の指示により、広報車で市民に情報を提供したり、救援物資を運んだりして、災害から市民を守る救援活動を行います。

本庁と総合支所の連携
総合支所管内で、重大な災害が発生した場合、合併地域出身の本庁に勤務する職員を総合支所へ派遣して応急対策を進めていきます。

また、本庁と支所は、防災行政無線などによって情報連絡体制を確保し連携を緊密にし、一体となって災害対策に取り組めます。